

秋田市訓令第5号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月20日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程（平成26年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「行う文書」の次に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同項ただし書きを削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 法令等の規定により公印を押印することとされているもの
- (2) 市又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの（相手方が電子情報処理組織を使用して申請を行うための情報処理システムにより申請をした場合における当該申請に対する通知（相手方が当該情報処理システムにより当該通知を受けることを申し出ている場合に限る。）を除く。）
- (3) 事実証明に関するものその他特に信用力を付与する必要があるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要と課長等が認めるもの

第25条第3項中「は、ファクシミリ」を「以外の文書は」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。